

日本再興戦略に基づく税制措置に関する提言 概要

2013年7月10日
一般社団法人 日本経済団体連合会

1. はじめに

- 日本再興戦略(成長戦略)には民主導の経済成長を促すための施策が数多く盛り込まれている。経済界としても、新事業の創生を含め、経済の活性化、国内における投資や雇用の維持・拡大に積極的に取り組む
- 法人実効税率のさらなる引き下げについても道筋を示すための議論を早期に開始。企業の成長、新産業の台頭なくして投資・雇用なし。成長基盤の確立のため、消費税率の10%までの引き上げを着実かつ円滑に実施
- 成長戦略に基づく税制措置(投資減税等)については緊急な対応を要するところ、政策目的(投資促進)に照らし真に効果的なものとなるよう制度設計を行うことが重要

2. 成長戦略に基づく税制措置

(1) 投資減税(制度の方向性)

- ① 特定の法律に基づく認定や対前年度で投資額が増加する等の要件を付すことなく、使い勝手の良い簡素で普遍的な仕組みとする。新製品・高付加価値製品の製造、生産能力の増強、生産の効率化、省エネ、耐震化(津波対策を含む)、更新等に係る投資は幅広く「新陳代謝」の定義を満たすものととらえる
- ② 特別償却(即時償却を含む)に加え、税額控除も選択適用可能な制度とする
- ③ 対象資産は機械・装置のみならず構築物、無形固定資産(ソフトウェア)、建物等も含める
- ④ 非製造業も制度の適用を受けられるようにする
- ⑤ 欠損金額のうち既存設備の除却損からなる部分の金額については大法人にも繰戻還付を認める
- ⑥ これらの措置は、最低でも5年間の措置とする。また、平成25年度から適用可能とする
- ⑦ 投資促進が国家戦略である以上、法人税の減免措置を受けた資産については償却資産に係る固定資産税を免除にするなど地方税についても整合性を図る。リース取引対象資産についても固定資産税を減免
(なお、既存の生産等設備投資促進税制についても検証を行い、減価償却費超過要件等について改善を図る必要)

(2) 事業再編の円滑化や起業の促進に資する税制措置

- ① 出資先企業の損失との通算
- ② 連結納税、組織再編税制および自社株対価TOBに係る課税繰延措置の検討
- ③ 法人のベンチャー投資促進、さらにリスクマネーに対する個人投資の積極活用を図るべくエンジェル税制の拡充

なお、これらの他にも成長のため取り組むべき課題は山積(例:研究開発税制の拡充、パテント・ボックスの導入、自動車関係諸税の簡素化・負担軽減、国家戦略特区の具体化、タックス・ヘイブン対策税制の見直し、租税条約の締結・改定の推進等)

⇒ 経団連としては9月を目途にこれらを含む包括的な「平成26年度税制改正に関する提言」を取りまとめ

⇒ 政府・与党も成長戦略を早期・着実に実行するとともに、果敢に第2、第3の戦略を打ち出すべき